

免許申請にかかる留意事項について

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍（名）簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

1. 免許申請手続について

- (1) 申請書の記入方法及び手続きは、免許申請書裏面に記載されているので、熟読し誤りのないようにしてください。なお、不備事項がある場合は、免許登録が遅れることがあります。
- (2) 受験地、受験番号が誤って記入されている場合は、免許の登録ができません。合格証書を確認の上、正確に記入してください。

<受験地コード>

| | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 北海道 | 01 | 東京都 | 04 | 石川県 | 07 | 香川県 | 10 | 沖縄県 | 13 |
| 青森県 | 02 | 新潟県 | 05 | 大阪府 | 08 | 福岡県 | 11 | | |
| 宮城県 | 03 | 愛知県 | 06 | 広島県 | 09 | 熊本県 | 12 | | |

- (3) 免許申請書提出先
住所地を管轄する保健所（※）に提出してください。（※一部の保健所では受付窓口となっていない場合があるので、住所地の都道府県のHP等で提出先については必ずご確認ください。）
 免許申請後、免許証を受け取るまでの間に連絡先の変更があった場合は、申請した保健所に届け出てください。
- (4) 添付書類
- ① 診断書 ※所定の用紙を使用すること。
 - ・発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。
 - ・障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。
 - ② 住民票の写し（本籍が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本 ※コピー不可
 - ・発行の日から6ヶ月以内のものを添付してください。
 - ・「出願後の本籍又は氏名の変更の有無」が「有」の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
 - ・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
 - 短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 - 中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
 - ③ 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記2を参照してください。）
 - ④ 国家試験合格後1年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申述書（任意様式）
 - ⑤ 「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次のa～dの書類を添付してください。
 - a. 罰金以上の刑にかかる判決謄本または略式命令書一式
 - b. 罰金刑については当該罰金にかかる領収証書
紛失した場合は、検察庁で発行の「罰金納付済証明」又は支払った旨の申述書

〔申述書の記載例：申述書と題し、「〇年〇月、罰金〇万円を納付しましたが、かかる領収証書を紛失しました。署名〕

- c. 略歴書（任意様式）

学歴（高等学校・准看護師養成所等卒業以降）及び職歴を記載したもの

d. 反省文（任意様式）

※罰金以上の刑に処せられたことが有る場合、通常より審査に時間を要します。また、審査の結果「免許を与えない」と決定されることがありますが、その場合は申請者宛に厚生労働大臣から通知されることになります。医療機関等に就職している方は雇用元にその旨をお伝えください。

※下記の場合は、申請書への記入及び前記書類の添付は必要ありません。

ア) 消滅した刑の場合

- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したとき。
- ・罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したとき。
- ・刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで2年を経過したとき。
- ・刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき。

イ) 交通反則告知書（いわゆる青切符）による反則金の納付の場合

ウ) 復権の効力が発生した場合

- ・罰金刑に処せられた者で、令和元年10月22日付けで公布及び施行された復権令（令和元年政令第131号）により、復権の効力が発生したとき

2. 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（260円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。

診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士及び作業療法士については、登録済証明書のオンライン発行も可能です。なお、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士及び作業療法士については、令和5年2月13日から申請の受付を開始する予定です。詳細は、厚生労働省のホームページ（※）をご確認ください。

※ 当該ホームページの URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html

3. 氏名の記載について

- (1) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (2) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。

4. 免許申請等に関する照会について

- (1) 免許申請書の書き方等ご不明な点は、都道府県庁または保健所の担当に問い合わせてください。
- (2) 登録状況に関する照会は、受験地、受験番号を申し出る必要がありますので、合格証書をお手元にご用意の上、下記の照会先にお問い合わせください。なお、登録番号は回答できませんのでご了承ください。

【提出・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 TEL03-5253-1111 内線 2577